

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
新型コロナウイルス感染症に係る公費の取扱いについて

1. 概要

位置づけ変更による急激な負担増を回避するため、医療費の自己負担等に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続します。

(1) 外来医療費の自己負担軽減

新型コロナウイルス感染症治療薬(※)薬剤費の公費支援については、夏の感染拡大への対応としてまずは9月末まで措置し、その後の本措置の取扱いについては、他の疾病との公平性に加え、国の在庫の活用や薬価の状況も踏まえて冬の感染拡大に向けた対応を検討します。

(※) 経口薬「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」、点滴薬「ベクルリー」、中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」

新型コロナウイルス感染症治療薬以外の外来医療費については、他の疾病との公平性を踏まえて、自己負担分の公費支援は位置づけの変更により終了いたします。

(2) 入院医療費の自己負担軽減

新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費に関しては、他の疾病との公平性も考慮し、医療費や食事代の負担を求めることとしますが、急激な負担増を避けるため、今夏の感染拡大への対応として、まずは9月末まで、高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円を減額する措置を講じます。その後については、感染状況や他の疾病との公平性を考慮しつつ、その必要性を踏まえて検討します。

(3) 検査の自己負担

発熱等の患者に対する検査については、抗原定性検査キットが普及したことや他の疾病との公平性を踏まえ、自己負担分の公費支援は位置づけの変更により終了いたします。

2. 位置づけ変更後の公費の種類と公費負担者番号・公費受給者番号

(1) 治療費公費

公費負担者番号 28110807 (埼玉県共通)

公費受給者番号 9999996 (全患者共通)

▶ さいたま市、川越市、越谷市、川口市も含め、上記番号となります。

(2) 入院公費(令和5年5月8日以降に入院する場合)

公費負担者番号 28110708 (埼玉県共通)

公費受給者番号 9999996 (全患者共通)

▶ さいたま市、川越市、越谷市、川口市も含め、上記番号となります。

3. 治療薬公費について

(1) 対象者

新型コロナウイルス感染症の患者（外来患者及び入院患者）

(2) 公費補助の内容

対象薬剤(※)の薬剤料のうち、保険給付後なお残る自己負担額の全額を補助します。

(※)対象薬剤

経口薬「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」

点滴薬「ベクルリー」、

中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」

(3) 期間

令和5年5月8日～令和5年9月30日

(4) 補助の実施方法

原則、医療機関等から審査支払機関を通じたレセプト請求による補助とします。

4. 入院公費について

(1) 対象

新型コロナウイルス感染症の患者の新型コロナウイルス感染症に係る入院診療に要した費用

- 高額療養費制度の対象外となる入院に係る食事代（標準負担額）や、リネン代等の医療保険の対象とならない費用は、公費補助の対象外です。
- 「3. 治療薬公費について」に係る費用は高額療養費制度の対象外です。
- 新型コロナウイルス感染症以外の疾患の医療費は対象外です。

(2) 公費補助の内容

医療保険各制度における月間の高額療養費算定基準額（以下「高額療養費制度の自己負担限度額」という。）から原則2万円を減額した額が自己負担の上限となるよう、所得区分毎の高額療養費制度の自己負担限度額から、減額措置後の自己負担額を控除した額を補助します。

具体的には、以下のとおりです。

- ・高額療養費制度の自己負担限度額に医療費比例額が含まれない場合は、2万円を補助します。
- ・高額療養費制度の自己負担限度額に医療費比例額が含まれる場合は、当該医療費比例額に1万円を加えた額を補助します。
- ・高額療養費制度の自己負担限度額が2万円に満たない場合は、その額を補助します。
- ・入院医療費に係る自己負担額が、所得区分毎の高額療養費制度の自己負担限度額に満たない場合であっても、減額措置後の自己負担額を超えた場合は、超えた額を補助します。

(3) 減額措置後の自己負担額

●70歳未満の方

高額療養費自己負担限度額の所得区分	(参考)高額療養費自己負担限度額	公費による減額措置後の自己負担額	(参考)コロナ公費が補助する最大金額
年収約 1,160 万円～ 健保：標報 83 万円以上 国保：旧ただし書き所得 901 万円超	252,600 円 + 医療費比例額	242,600 円	10,000 円 + 医療費比例額
年収約 770～約 1,160 万円 健保：標報 53 万～79 万円 国保：旧ただし書き所得 600 万～901 万円	167,400 円 + 医療費比例額	157,400 円	10,000 円 + 医療費比例額
年収約 370～約 770 万円 健保：標報 28 万～50 万円 国保：旧ただし書き所得 210 万～600 万円	80,100 円 + 医療費比例額	70,100 円	10,000 円 + 医療費比例額
～年収約 370 万円 健保：標報 26 万円以下 国保：旧ただし書き所得 210 万円以下	57,600 円	37,600 円	20,000 円
住民税非課税	35,400 円	15,400 円	20,000 円

※ 高額療養費の多数回該当の場合は、それぞれの所得区分について、公費による減額後の自己負担額と、多数回該当時の自己負担限度額とのいずれか低い方を適用します。この場合、上段から順に 140,100 円、93,000 円、44,400 円、37,600 円、15,400 円となります。

●70歳以上の方

高額療養費自己負担限度額の所得区分	(参考)高額療養費自己負担限度額	公費による減額措置後の自己負担額	(参考)コロナ公費が補助する最大金額
年収約 1,160 万円～ 健保：標報 83 万円以上 国保・後期：課税所得 690 万円以上	252,600 円 + 医療費比例額	242,600 円	10,000 円 + 医療費比例額
年収約 770～約 1,160 万円 健保：標報 53 万～79 万円 国保・後期：課税所得 380 万円以上	167,400 円 + 医療費比例額	157,400 円	10,000 円 + 医療費比例額
年収約 370～約 770 万円 健保：標報 28 万～50 万円 国保・後期：課税所得 145 万円以上	80,100 円 + 医療費比例額	70,100 円	10,000 円 + 医療費比例額
～年収約 370 万円 健保：標報 26 万円以下 国保・後期：課税所得 145 万円未満	57,600 円	37,600 円	20,000 円
住民税非課税	24,600 円	4,600 円	20,000 円
住民税非課税 (所得が一定以下)	15,000 円	0	15,000 円

※1 高額療養費の多数回該当の場合は、それぞれの所得区分について、公費による減額後の自己負担額と、多数回該当時の自己負担限度額とのいずれか低い方を適用します。この場合、上段から順に 140,100 円、93,000 円、44,400 円、37,600 円、4,600 円、0 円となります。

※2 75歳となったことで国民健康保険等から後期高齢者医療制度に異動する際、75歳到達月については、前後の保険制度でそれぞれ高額療養費の自己負担限度額を2分の1とする特例が設けられていることから、今般の公費による減額措置においても、75歳到達月における公費による減額後の自己負担額は、前後の保険制度でそれぞれ上段から順に 121,300 円、78,700 円、35,050 円、18,800 円、2,300 円、0 円となります。

(4) 移行に伴う経過的な取扱い

入院医療費の自己負担に対する公費支援については、従来の感染症法に基づく補助から、高額療養費限度額の一部補助により行うこととなりますが、こうした変更を円滑に行う観点から、本補助が月単位で行われることも踏まえ、経過的な取扱いを以下のとおり行います。

(A) 4月30日までに入院する場合

- ・従来通り、入院医療費の全額を公費により支援します。
- ・公費負担者番号、公費受給者番号は、保健所より医療機関あてに送付される新型コロナウイルス感染症医療費公費負担承認通知書に記載の番号を使用します。
- ・5月1日以降も引き続き入院する場合は、5月中の公費支援は、(B)のとおり取り扱うこととします。
- ・さらに6月以降も引き続き入院する場合は、(C)のとおり取り扱うこととします。

(B) 5月1日から5月7日までに入院する場合（経過措置）

- ・入院医療費の全額を公費により支援します。
- ・公費負担者番号は、医療機関所在地を管轄する保健所の公費負担者番号(※)です。
- ・公費受給者番号は、全患者共通で、9999996です。
- ・(B)は、5月31日までの入院についての取扱とします。(B)に該当する者が、6月1日以降も引き続き入院する場合は、6月以降の公費支援は、(C)のとおり取り扱うこととします。

(C) 5月8日以降に入院する場合

- ・高額療養費限度額の一部補助による支援とします。
- ・公費負担者番号は、埼玉県内に所在する医療機関にあつては、28110708です。
- ・公費受給者番号は、全患者共通で、9999996です。

(5) 期間

令和5年5月8日～令和5年9月30日（経過措置に伴うものを除く）

(6) 補助の実施方法

原則、医療機関から審査支払機関を通じたレセプト請求による補助とします。

医療機関において、オンライン資格確認等システム又は限度額適用認定証により、患者の所得区分をご確認ください。

(※) (B)による取扱いの公費負担者番号

医療機関所在地	管轄保健所	公費負担者番号
蕨市、戸田市	南部保健所	28110021
朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	朝霞保健所	28110179
春日部市、松伏町	春日部保健所	28110120
草加市、八潮市、三郷市、吉川市	草加保健所	28110260
鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町	鴻巣保健所	28110187
東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村	東松山保健所	28110070
坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町	坂戸保健所	28110245
所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市	狭山保健所	28110252
行田市、加須市、羽生市	加須保健所	28110112
久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町	幸手保健所	28110138
熊谷市、深谷市、寄居町	熊谷保健所	28110096
本庄市、美里町、神川町、上里町	本庄保健所	28110088
秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町	秩父保健所	28110062
さいたま市	さいたま市保健所	28111011
川越市	川越市保健所	28112019
越谷市	越谷市保健所	28113017
川口市	川口市保健所	28114015